

第8章

定期報告書各表の基本構成と 提出時の注意点



特定事業者が年度の7月末日までに提出しなければならない「定期報告書」について、基本構成とポイントを学習しましょう。

定期報告書の基本構成

定期報告書

- 特定表** … 事業者全体の報告
- 指定表** … エネルギー管理指定工場ごとの報告

特定表 表紙

提出年月日、宛名、会社名、代表者名

特定第1表

事業者の名称等 = 特定事業者番号、名称、所在地等

特定第2表

前年度の事業者全体でのエネルギー使用量の内訳

特定第3表

エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位の内容

特定第4表

5年度間のエネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位の推移、非化石エネルギーの使用状況等

特定第5表

- 5年度間平均原単位変化の年1%低減を達成できなかった理由
- 前年度の原単位より改善しなかった理由
- 非化石エネルギー使用状況が向上しなかった理由

定期報告書の基本構成

特定第6表

ベンチマーク指標の状況（該当する事業者のみ）

特定第7表

ベンチマーク指標算出の判断基準の根拠となる情報

特定第8表

エネルギー使用合理化に関する判断基準の遵守事項

特定第9表

- ① 省エネ法の3つの評価軸に関して実施した措置
- ② 中長期計画書の実施状況等
- ③ 新設した発電専用設備、バイオマス混焼を行う発電専用設備に関する事項（該当する事業者のみ）

特定第10表

エネルギー管理指定工場に関する事項

特定第11表

未指定工場で、年間エネルギー使用量が1,500klまたは3,000klを超えた工場に関する事項

特定第12表

- ① 温室効果ガス算定排出量に関する事項
- ② 非化石証書に関する事項
- ③ 権利利益の保護にかかる請求および情報提供の有無

ベンチマーク制度とは？

ベンチマーク制度

業種や分野ごとに省エネ目標値を設定し、目標達成した事業者を評価する制度。
算定方法は業種ごとに異なる。「**産業トップランナー制度**」とも呼ばれる。



5年平均で1%低減はかなり厳しい...



業界ごとに設定された目標を達成

||



Sクラスとして**評価!**

区分	事業	ベンチマーク指標	目標すべき水準
1A	蒸気による製造業	蒸気量当たりのエネルギー使用量	0.531 k÷/t以下
1B	電炉による普通鋼製造業	炉内温度工程進捗の有無を補正した上工程の原単位（蒸気量当たりのエネルギー使用量）と製造設備の進捗を補正した下工程の原単位（蒸気量当たりのエネルギー使用量）の和	0.150 k÷/t以下
1C	電炉による特殊鋼製造業	炉内温度の進捗を補正した上工程の原単位（蒸気量当たりのエネルギー使用量）と一炉工程のエネルギー使用量を控除した下工程の原単位（出荷量当たりのエネルギー使用量）の和	0.360 k÷/t以下
2A	電力供給業	火力発電効率A指標火力発電効率B指標	A指標: 1.00以上 B指標: 44.3%以上
2B	石炭火力電力供給業	当該事業を行っている工場内の石炭火力発電の効率	43.00 %以上
3	セメント製造業	原料工程、焼成工程、仕上げ工程、出荷工程等それぞれの工程における生産量（出荷量）当たりのエネルギー使用量の和	3,739 MJ/t以下
4A	洋紙製造業	洋紙製造工程の洋紙生産量当たりのエネルギー使用量	再生紙使用率 72 %以上: 6,626 MJ/t以下 再生紙使用率 72 %未満: 7,364 MJ/t以下(再生紙率×23,664 MJ/t)以下
4B	板紙製造業	製造設備の進捗を補正した板紙製造工程の板紙生産量当たりのエネルギー使用量	4,944 MJ/t以下
5	石油精製業	石油精製工程の標準エネルギー使用量（当該工程に含まれる装置ごとの消費量に適切であると思われる係数を乗じた値の和）当たりのエネルギー使用量	0.876 t以下
6A	石油化学系基礎製品製造業	エチレン等製造設備におけるエチレン等の生産量当たりのエネルギー使用量	11.9 GJ/t以下
6B	ソーダ工業	電解工程の電解槽出力セゾング量当たりのエネルギー使用量と濃縮工程の液体カセイソーダ量当たりの電気使用量の和	3.00 GJ/t以下
7A	通常コンビニエンスストア業	当該事業を行っている店舗における電気使用量の合計量を当該店舗の売上高の合計にて除した値	707 kWh/百万円以下
7B	特約コンビニエンスストア業	当該事業を行っている店舗	308 kWh/百万円以下
8	ホテル業	当該事業を行っているホテルのエネルギー使用量を当該ホテルと同じ規模、サービス、稼働状況のホテルの平均的エネルギー使用量で除した値	0.723 以下
9	百貨店業	当該事業を行っている百貨店のエネルギー使用量を当該百貨店と同じ規模、売上高の百貨店の平均的エネルギー使用量で除した値	0.792 以下
10	食料品スーパー業	当該事業を行っている店舗のエネルギー使用量を当該店舗と同じ規模、稼働状況、営業時間などの店舗の平均的エネルギー使用量で除した値	0.799 以下
11	ショッピングセンター業	当該事業を行っている施設におけるエネルギー使用量を延床面積にて除した値	0.0305 k÷/m ² 以下
12	興業事務所	当該事業を行っている事業所における延床面積あたりのエネルギー使用量を面積区分ごとに定める基準値で除した値	1.00 以下
13	大学	当該事業を行っているキャンパスにおける当該事業のエネルギー使用量を、①次年度までの他の年度の面積の合計に 0.022 を乗じた値、②基本年度とその他の年度の面積の合計に 0.047 を乗じた値、③延床面積に 0.061 を乗じた値、④延床面積に 0.061 を乗じた値、⑤延床面積に 0.076 を乗じた値	0.555 以下
14	パチンコホール業	当該事業を行っている店舗におけるエネルギー使用量を①からの合計量にて除した値を、店舗ごとのエネルギー使用量により加重平均した値	0.695 以下
15	国家公務	当該事業を行っている事業所における当該事業のエネルギー使用量を①からの合計量にて除した値を、事業所ごとの当該事業のエネルギー使用量により加重平均した値	0.700 以下
16	データセンター業	当該事業の用途別のエネルギー使用量を、①電力消費量の面積に 0.2744 を乗じ、96,743 を加えた値、②電力消費量の面積に 0.2744 を乗じ、96,743 を加えた値	0.700 以下
17	圧縮ガス・液化ガス製造業	製造品当たりのエネルギー使用量	

対象業種はさまざま



産業トップランナー制度（ベンチマーク制度）の最新情報は、省エネルギーサイト（P.54）『定期報告書、中長期計画の作成とベンチマーク制度』を参照
※数字は 2023年4月1日からの適用値

ベンチマーク制度における評価方法

Sクラス

省エネが優良な事業者
(目標達成事業者)

【水準】

① 努力目標達成 ※1

または、

② ベンチマーク目標達成 ※2

【対応】 ※3

優良事業者として、経産省HPで事業者名や連続達成年数を表示。

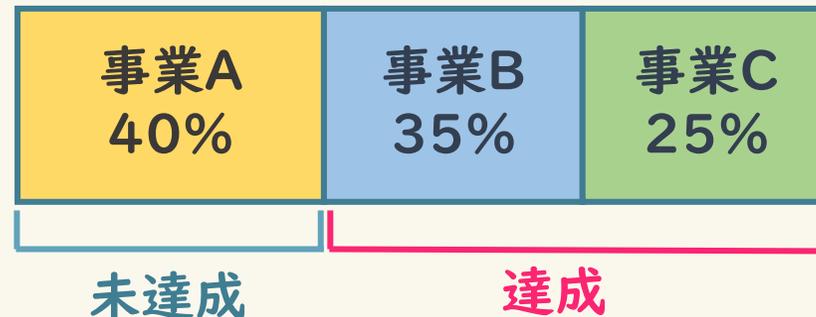
事業者①



ベンチマーク目標の評価基準：
全体のエネルギー使用量割合で
50%を超える事業での目標達成

→ 主要な事業で目標未達成
のため、S評価なし

事業者②



→ ベンチマーク達成事業の
エネルギー使用量割合が
50%以上のため、S評価!

第6表の記載項目

達成率

$$(\text{前年度実績} - \text{報告年度実績}) \div (\text{前年度実績} - \text{報告年度見込み}) \times 100$$

計画書	ベンチマーク指標の見込み(単位)							目標年度 2030年度	目標年度は、 2030年度です。		
	区分	昨年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度				
	2	3920MJ/t	3840MJ/t	3820MJ/t	3790MJ/t	3750MJ/t	3730MJ/t	3739MJ/t			
※ 2022年度の計算結果に基づき見込みを記入(削減量等は任意で設定)											
定期報告書	定期報告 特定-第6表 ベンチマーク指標の状況										
	区分	対象となる事業 の名称 (セクター)	対象事業のエネルギー使用 量 (原油換算kl)	ベンチマーク指標の状況					ベンチマーク 指標の 見込み	達成率	目標年度に おける目標値 (単位)
				2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度			
	2	セメント製造業	800,000	4,100 MJ/t	4,100 MJ/t	4,080 MJ/t	4,050 MJ/t	4,000 MJ/t	3,920 MJ/t	38%	3,739 MJ/t
2022年度の計算結果											

特定第10表作成時のポイント

特定第10表 エネルギー管理指定工場の一覧とその情報を記載する

今までは第二種(1,500kℓ以上)指定だったが、
今年のエネルギー使用量は3,000kℓを超えた。

第一種への変更が必要のため、特定第10表に記載
して提出する。

年度末ごろまでに指定区分が変更され、その通知が
送付される。

(第一種から第二種への変更となる時、景気変動等
の一時的な要因によるもの場合は、3年程度、状況
をみて判断される)

特定第10表 事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の一覧

現在の指定区分 (指定区分に変更がある場合には、□を■とする)	エネルギー 管理指定工 場等番号	工場等の名 称	工場等の所在地	日本標準産業 分類における 細分類番号	工場等に係 る事業の名 称
第 二 種 (指定区分の変更手続きが必要□)			〒		
第 一 種			〒		

「指定区分の変更手続きが必要□」の
□にチェックを入れる

特定第11表作成時のポイント

特定第11表 未指定工場のうち、エネルギー管理指定工場の基準を満たした工場を記載する

今まではエネルギー使用量が1,500kl以下だったが、昨年は1,500klを超えた。

第二種エネルギー管理指定工場として指定が必要なため、特定第11表に記載して提出する。

年度末ごろ、新たなエネルギー管理指定工場として指定される。

エネルギー管理指定工場として指定されたら…

指定表の作成が必要。

指定表内の「エネルギー管理指定工場番号」は空欄とする（番号未付与のため）。

特定第11表 現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号				工場等に係る事業の名称	エネルギーの使用量（原油換算kl）
	〒						
	〒						

特定第12表

特定第12表

主に、温室効果ガス算定排出量について記載する項目。
特定第12表に記載した項目は、基本的に、温対法報告書への記載は不要となる。

4の1

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、契約している電気の使用に伴って発生した二酸化炭素の算定に用いた係数を記載する。

【表記例】 a会社 ○×メニューA (残差)

末尾に (残差) と付記されている = 通常メニュー

- 2022年
- ✓ メニューD (残差)
 - メニューF



- 2023年
- メニューD
 - メニューF (残差)

調整後の排出係数が「0」の場合は、CO2フリーを指す。

4の1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /kWh		

契約している電力会社の
電気契約メニュー

備考 本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

第8章 まとめ

- 定期報告書は、特定表と指定表で構成されている。
- ベンチマーク目標を達成すれば、Sクラスとして認定される。
- エネルギー管理指定工場の区分変更は特定第10表に記載、未指定工場を指定するときは特定第11表に記載する。
- 電気契約メニューでは、通常メニューに(残差)と付記されている。
- 電気契約メニューのアルファベットは年ごとで変わる。

確認問題 Q1

ベンチマーク目標を達成した場合の事業者クラス分け評価は？

A. Sクラス

B. Aクラス

C. クラス分け評価対象外

正解は「A. Sクラス」

解説

ベンチマーク目標を達成すれば、5年平均原単位年1%低減と同等のSクラス評価となる。
ベンチマークの算出方法は業種ごとに異なる。

確認問題 Q2

未指定の工場のエネルギー使用量が1,500kℓを超えた場合、何をしなければならないか？

A. エネルギー使用状況届出書を提出する

B. 特定第10表に記載する

C. 特定第11表に記載する

正解は

「C. 特定第11表に記載する」

解説

特定第11表に記載し、指定表を提出することで、年度末ごろ、新たにエネルギー管理指定工場として指定される。

ご視聴ありがとうございました

NEXT ▶ 第9章

中長期計画書の記載のポイント